

密集市街地まちづくり活動支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府内の密集市街地において、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）が定款第4条第4号の規定に基づき実施する密集市街地まちづくり活動支援について必要な事項を定め、密集市街地の防災性の向上と居住環境の改善に寄与していくことを目的とする。

(支援の内容)

第2条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 密集市街地サポート助成

- ア 建替え等相談支援
- イ 建替え検討支援
- ウ 地元組織検討支援
- エ 除却促進関連支援
 - ① 文化住宅等売却支援（一般文化住宅等）
 - ② 文化住宅等売却支援（特定建築物）
 - ③ 除却促進支援
- オ 隣地統合支援
- カ 空き地コモンズ整備支援
- キ 密集市街地地域活動支援

(2) 密集市街地整備支援調査

- ア まちづくり支援調査
 - ① 市街地整備等支援調査
 - ② 空き家・空き地活用支援調査
- イ 老朽建築物の除却・建替え及び公共施設を促進するための支援
 - ① 技術者派遣
 - ② 専門家支援

(3) 木造賃貸住宅等の建替え等に関する情報の提供や相談

(支援の対象)

第3条 前条の支援は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章第16-(8)住宅市街地総合整備事業5に定める住宅市街地整備計画の区域内（密集住宅市街地整備型に限る）、又は密集市街地総合防災事業事務処理要領第1章第1に定める密集市街地総合防災計画の区域内（ただし、守口市八雲東町2丁目の高度利用地区内は

除く。) (以下「整備事業区域内」という。)における災害に強く、活力と魅力あふれるまちづくりを目指した取組みに対して行うものとする。

なお、前条(1)エ②・③及び(2)イの支援は、大阪府密集市街地整備方針に位置づけられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」での取組みを対象に行うものとする。

2 前項のほか、前条(1)及び(2)の支援の要件等は、別に定める。

(賛助会員への協力要請)

第4条 センターは、第2条各号の支援を実施するため必要があるときは、賛助会員へ協力を要請するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

ただし、第2条第2号アについては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に基づき、第39回評議員会後最初に大阪府知事の変更認定を受けた日から10日を経過した日(その日がこの法人の休業日の場合は翌営業日)から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。